千葉科学大学紀要委員会規程

(目的)

第1条 千葉科学大学の紀要の編集に関する事項を審議するために紀要委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(組織)

- 第2条 委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 薬学部から2名
 - (2) 危機管理学部から4名
 - (3) 看護学部から1名
 - (4) 共通教育担当教員から1名
 - (5) 図書館長
 - (6) その他委員長が必要と認めた者

(委員長等)

- 第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
 - 3 委員長は会務を統括し、副委員長は委員長を補佐する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、欠員が生じた時の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

- 第5条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。委員長に支障があるときは、副委員長が、これを代 行する。
 - 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(審議事項)

- 第6条 委員会は千葉科学大学の紀要に関する次の事項を審議する。
 - (1) 投稿に関すること
 - (2) 作成、編集に関すること
 - (3) 配布に関すること
 - (4) その他必要なこと

(議決)

第7条 議決は、出席委員の過半数をもって成立する。

(報告)

第8条 審議の結果は、大学協議会に報告し、承認を得るものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、図書館事務室において行う。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営及び紀要の発行に必要な事項は、別に定める。 (改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び大学協議会の審議を経て学長が行う。

附則

この規程は平成18年12月8日から施行する。

附 則

この改正規程は平成20年5月1日から施行する。

附 則

この改正規程は平成23年7月7日から施行する。

附則

この改正規程は平成24年7月5日から施行する。

附則

この改正規程は平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月6日第3回大学協議会)

この改正規程は令和元年6月6日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則(令和3年3月4日 第11回大学協議会)

この改正規程は令和3年3月4日から施行し、令和2年4月1日より適用する。